

サービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）

旅行者向け 還付取扱要領（9月1日時点）

- ・ 還付による給付金の申請手続きについては、旅行の申込方法により異なります。
- ・ 旅行業者を通じた予約で、旅行前に支払った場合は、旅行者の皆様ご自身で、お申込みの旅行業者にお問い合わせ下さい。旅行業者経由で手続きを行います。
- ・ 宿泊施設へ直接予約手続きを行った場合、または予約サイト等で予約手続きを行い、宿泊施設で支払った場合は、ご自身で「Go To トラベル事業事務局」に令和2年8月14日（金）から令和2年9月14日（月）までに還付申請を行ってください。

1. サービス産業消費喚起事業（Go To トラベル事業）について

（1）概要

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大の影響により、全国の旅行業、宿泊業はもとより、貸切バス、ハイヤー・タクシーや飲食業、物品販売業など地域経済全体が深刻な状況に追い込まれており、給付金による多種多様な旅行・宿泊商品の割引と、旅行先の土産物店、飲食店、観光施設、交通機関などで幅広く利用できる地域共通クーポンの発行により、感染拡大により失われた観光客の流れを取り戻し、観光地全体の消費を促すことで、地域経済に波及効果をもたらすことを目的としています。

（2）給付金（還付対応）の対象となる期間

【宿泊商品及び宿泊を伴う旅行商品】

令和2年7月22日宿泊から令和2年8月31日宿泊（9月1日チェックアウト）まで

【日帰り旅行商品】

令和2年7月22日から令和2年8月31日まで

ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、給付金の給付を一時的に停止することがあります。

(3) 給付金の給付対象となる商品

Go To トラベル事業（以下「本事業」という。）給付金の給付対象となる商品は以下のとおりです。

【宿泊商品】

- ① 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 3 条第 1 項の届出に係る住宅又は国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 13 条第 1 項の認定を受けた事業を営む施設（以下「宿泊施設」という。）で提供される宿泊サービスを含む商品であること。ただし、以下のものは対象外となります。
 - ・ 宿泊施設の利用開始時と利用終了時が同日（デイクース）であるもの。
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を伴う商品。

【宿泊を伴う旅行商品】

次のいずれの旅行も対象となります。

- ① 募集型企画旅行
- ② 受注型企画旅行
- ③ 手配旅行

また、宿泊に準ずるものとして、以下の商品も本事業の給付金の給付対象となります。

- ・ 寝台列車
- ・ クルーズ船
- ・ 夜行フェリー

※ただし、鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等の、払戻手続き等を取ることで割引前の金額の返金を受け、不正に給付金を受給することができるものは対象外とします。（販売個所以外で払い戻しができないよう適切に管理できるものは対象とすることができる。）

【日帰り旅行商品】

次の条件を満たす商品が対象となります。

- ① 同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと。
 - ※ ただし、夜行バスで夜（1日目）に出発して翌日（2日目）に旅行先に到着し、その後、同日（2日目）中に夜行バスで旅行先を出発し翌日（3日目）に出発地へ戻るような場合は、同日（2日目）中に発地に戻ることが予定されているものとみなして対象といたします。（夜行フェリーや夜行列車などを宿泊施設ではなく移動手段として利用する場合も同様。）

② 旅行先で「運送サービスを提供する者」以外の者が提供する運送・宿泊以外の旅行サービス等を含むこと。

※ ただし、上記2つの条件を満たすものであっても、社会通念上、当該商品が2地点間の移動のみを主たる目的とする場合及び地域での消費喚起にほぼ裨益しないと評価される場合を除きます。

対象となる日帰り旅行商品の例は以下のとおりです。

- ・往復の乗車券と体験型アクティビティ（ゴルフ利用等を含む）がセットになった旅行商品
- ・往復の乗船券と旅行先でのランチがセットになった旅行商品
- ・高速バスの往復と果物狩り体験がセットになった旅行商品

ただし、以下のものは日帰り旅行商品として対象外となります。（代表的なものを例示）

(ア) 運送サービスしか含まれていないもの

- ・鉄道乗車券+乗船券
- ・地域周遊きっぷのみ
- ・往復バスの乗車券のみ

(イ) 同日中に発地に戻る事が予定されていないもの

- ・目的地までの片道のバス乗車券と食事

(ウ) 地域での消費に寄与しない組み合わせ

- ・往復の乗車券と車中でのドリンク引換券
- ・往復の航空券と出発空港でのお弁当引換券
- ・往復のバス乗車券と現地の無料観光施設（公園等）入場

(エ) 上記のほか事務局が対象商品として適切でないと認めるもの

【宿泊代金・旅行代金に含められないもの】（代表的なものを例示）

① 換金性の高いもの

- ・金券類（ＱＵＯカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）
- ・鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等
- ・収入印紙や切手

② 上記のほか、事務局が対象商品として適切でないと認めるもの

(4) 給付金の給付対象となる商品の販売者

給付金の給付対象となる商品を販売する事業者は次のいずれかの者とし、これらの者が、事務局から本事業に参画する事業者（以下「参画事業者」という。）として登録を受けた場合に限り、還付が可能です。

- ① 旅行業者等（第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定旅行業者代理業、住宅宿泊仲介業の登録等をしている者）
- ② 予約・宿泊の記録を独立した第三者機関に保管することができる仕組みを有し、当該記録を宿泊の事実を裏付けるものとして事務局に提出することができる以下の宿泊施設を運営する者
旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）を営む施設、住宅宿泊事業法第3条第1項の届出に係る住宅又は国家戦略特別区域法第13条第1項の認定を受けた事業を営む施設。
※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を除きます。

(5) 給付金の給付対象となる商品の購入者（旅行者）が遵守すべき事項

本事業の給付金の給付対象となる商品を購入する旅行者は、旅行に際して次の事項を徹底してください。

- ① 旅行前には、検温等の体温チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状が見られる場合には、旅行を控えること。また、接触確認アプリを積極的に利用すること。
- ② 旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施すること。3密が発生する場や施設等には行かない、利用しないこと。大声を出すような行為も控えること。
- ③ 検温、本人確認、三密対策はじめ、その他感染予防に関する従業員の指示に協力すること。（協力しない場合、キャンペーンの利用を認めないこととし、給付金の返還請求を行うことがあります。）
- ④ 若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般的にリスクが高いと考えられるため控えることが望ましい。ただし、それだけをもって一律に支援の対象外とするものではなく、修学旅行・教育旅行などのように、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切に旅行を実施すること。

(6) 給付金給付額

給付金給付額は次のとおりです。

- ① 給付金給付額は旅行代金総額の35%（旅行代金の2分の1相当額×70%）とし、旅行代金の割引として給付されます。

- ② (給付額の上限) 宿泊を伴う旅行は一人一泊あたり 14,000 円、日帰り旅行は一人あたり 7,000 円を給付額の上限とします。
- ③ 事業期間中であれば給付金の給付対象となる商品の購入回数、泊数ともに上限はありません。
- ④ 旅行代金の割引額は旅行代金の 35%に相当する額か上記②の上限額のどちらか低い方とします。実際に販売される際の割引額は旅行代金の 35%以下かつ上限額以下であれば、販売者において自由に設定することができます。

【8月31日宿泊までの割引先行販売(還付)】

	旅行代金	割引額(還付額)
宿泊 (1人あたり)	40,000円以上	14,000円
	0円~40,000円未満	0円~13,999円
日帰り (1人あたり)	20,000円以上	7,000円
	0円~20,000円未満	0円~6,999円

(7) 割引販売における還付手続き

以下の3つの条件をいずれも満たすものについては、旅行後に、旅行代金の35%に相当する額の還付を申請することができます。

なお、あらかじめGoToトラベル事業による支援額(旅行代金の35%相当分)を割り引いた価格で購入した方は、事後還付手続きの対象外です。

※当面の間、東京都を目的地とする旅行、東京都に居住する方の旅行は支援対象外です。

- ① 7月22日(水)以降に開始し、8月31日(月)までに終了する旅行であること(9月1日(火)チェックアウト分まで)

※7月22日(水)をまたぐ期間の旅行については、7月22日(水)以前と以後の旅行代金を区別できないもの(パッケージツアー等)は、7月22日(水)以降の旅行代金も含めて還付の対象外です。(8月31日(月)をまたぐ期間の旅行についても同様)

- ② 旅行業者を通じた予約で、旅行前に支払った場合

(ア) GoToトラベル参画事業者として登録を受けた旅行業者から購入したものであること

※<https://biz.goto.jata-net.or.jp/> (こちらから登録旅行業者をご確認ください。)

(イ) 宿泊を伴う旅行の場合には、GoToトラベル参画事業者として登録を受けた宿泊施設であること

※<https://biz.goto.jata-net.or.jp/> (こちらから登録宿泊施設をご確認ください。)

- ③ 宿泊施設へ直接予約手続きを行った場合、または予約サイト等で予約手続きを行い宿泊施設で

支払った場合は、その施設が、GoTo トラベル参画事業者として登録を受けた宿泊施設であること

※<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>（こちらから登録宿泊施設をご確認ください。）

【旅行者を通じた還付手続き】

旅行代金を旅行者に支払っている場合は、当該旅行者から旅行者に対して割引相当分の金額を還付します。旅行者自らが当該旅行者に申し出た上で還付手続きを行います。旅行者から申請や受領等に関する書類を求められる場合があります。

なお、当該旅行者が事務局から参画事業者として登録されていない場合は、還付の対象外となります。参画事業者は7月下旬から8月下旬の間に随時事務局から登録します（Go To トラベル公式サイト（以下「公式サイト」という。）で公表）。

※<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

旅行者は所定の様式により、事務局に還付申請を行ってください。

- ① 給付金請求書兼月次報告書（様式第 16 号）
- ② 実績内訳シート（様式第 17 号の 2）
- ③ 口座確認書（旅行者用）（様式第 2 号）
- ④ 口座番号を確認できる書類（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）

※ ①・②については、Go To トラベル事業公式サイトから入手（ダウンロード）必要事項をご記入いただくか、公式サイト上でオンラインにて申請いただくこととなります。

※ 以下、いずれの要件にも該当する中小旅行者の皆様へ向けた業務負担軽減のための特別措置がございます。

該当旅行者においては、③及び④について、書類を確認した後、事務局へ申請を行った場合は、事務局から旅行者へ代理で振込にて還付を行うこととする。

○資本金が 5 千万円未満であること

○旅行者からの依頼に基づき、事務局へ還付申請を行うことは可能であること

※ また、各旅行者におかれては、還付申請に旅行者の個人情報を事務局に提出する必要がある旨、口頭又は書面で旅行者に同意をとっていただく必要がございます。

※ 旅行者は還付手続に際して、事務局及び旅行者が旅行者に代わり一時的に給付金相当額を受け取ることを承諾することになります。

【旅行者自らが直接行う還付手続き（宿泊施設に直接支払っている場合）】

宿泊代金を宿泊施設に直接支払った場合、旅行者自らが直接事務局に対して還付手続きを行うこととなります。旅行者は宿泊施設へ依頼し、「宿泊証明書（氏名、宿泊日、宿泊人数が記載されているもの）」及び「支払内訳がわかる書類（支払内訳書、支払内訳が記載された領収証等）」を受領のうえ、事務局に郵送又はオンラインで還付申請を行ってください。

なお、事務局から参画事業者として登録されていない宿泊施設又は参画事業者として登録されていない事業者が運営する予約サイトを通じた宿泊予約については、現地にて宿泊代金を支払った場合であっても、還付の対象外となります。

<旅行者が事務局に提出する書類>

- ① 事後還付申請書（様式第 1 号）
- ② 支払内訳がわかる書類（支払内訳が記載された領収証、支払内訳書等）※コピーでも可
- ③ 宿泊証明書（氏名、宿泊日、宿泊人数などの情報が記載されているもの）
- ④ 口座確認書（旅行者用）（様式第 2 号）
- ⑤ 口座番号が確認できる書類（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）
- ⑥ 代表者の住所が確認できる書類（免許証の写し、健康保険証の写し等）
- ⑦ 同行者居住地証明書（様式 21 号）

※ ①・④は、Go To トラベル事業公式サイトから入手（ダウンロード）し、必要事項をご記入ください。

※ ②と③は、お泊りになった宿泊施設に発行を依頼してください。

②は、現地で追加でお支払いいただいた料金や諸税については、還付の対象外となりますので、含まれている場合は、それらが明示されていることが必要です。なお、各宿泊施設が発行する任意の様式のもので構いません。

※ ③は、氏名、宿泊日、宿泊人数などの情報が記載されているものであれば、各宿泊施設が発行する任意の様式のもので構いません。

※ ④は、原則旅行者ご本人名義の口座であることが必要です。（旅行者が複数の場合は、代表者の口座をご登録ください。）

※ ①～⑥は、原則旅行者ご本人のお名前であることが必要です。ただし、法人名義で②を発行した場合、旅行者ご本人と当該法人を紐づけることができる書類（社員証等）を提出してください。

※ 旅行者は還付手続に際して、事務局が旅行者に代わり一時的に給付金相当額を受け取ることを承諾することになります。

【還付申請期間】

<旅行業者を通じた還付手続き>

旅行者の皆様ご自身で、お申込みの旅行業者等に令和 2 年 9 月上旬までを目途にお問い合わせ下さい。旅行業者等経由で手続きを行います。

<旅行者自らが直接行う還付手続き>

ご自身で「Go To トラベル事業事務局」に令和 2 年 8 月 14 日（金）から令和 2 年 9 月 14 日（月）までに還付申請を行ってください。

※ 還付には申請から 2 か月程度要します。

【申請書類入手方法】

公式サイトより取得

URL : <https://goto.jata-net.or.jp/>

【申請書類の送付先】

〒105-0003 東京都港区西新橋 1 丁目 24-14 西新橋一丁目ビル6階

Go To トラベル事務局 還付申請係 宛

※送料は各自ご負担をお願いします

※9月14日消印有効

2. お問い合わせ先

Go To トラベル事務局コールセンター

TEL[1]: 0570-002-442 (受付時間: 10時~19時 ※年中無休)

TEL[2]: 03-6636-9457 (受付時間: 10時~19時 ※年中無休)

※この取扱要領の内容は、今後の感染状況や、感染症の専門家のご意見、政府の全体方針等を踏まえて変更することがあります。